

土地建物等に係る課税譲渡所得、株式等に係る課税譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得又は先物取引に係る課税雑所得等がある方の記載例

翌年以後に繰り越される純損失等がある方で、土地建物等に係る課税譲渡所得、株式等に係る課税譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得又は先物取引に係る課税雑所得等がある場合

手順1
9ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

手順2
10ページ参照

手順3
15ページ参照

手順4
21ページ参照

手順5
25ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

申告書第四表（損失申告用）を併せて使用するため、損失の文字を○で囲みます。

○ 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入）
○ 赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

第一表（平成二十三年分以降用）

住所	〒XXXX-XXXX	フリガナ	コナセ イ 月ロウ
氏名	〇〇市△△町X-XX-X	氏名	国税 太郎
性別	男	職業	〇〇小売業 〇〇商店
生年月日	同上	生年月日	3/4/3.11.16
種別	〇	種別	〇
申告書用印		申告書用印	

収入金額等	事業等	33082400
所得金額	事業等	△1406973
所得から差し引かれる金額	雑損控除	
	医療費控除	
	社会保険料控除	904460
	生命保険料控除	50000
	基礎控除	380000
	合計	1976460

課税される所得金額	000
配当控除	109500
源泉徴収税額	109500
申告納税額	185600
納税済納税額	00
未納付の源泉徴収税額	76100
配当者の合計所得金額	
源泉徴収控除の合計額	1200000
青色申告特別控除額	
延納届出額	00
延納届出額	000

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例（1・2ページ）では、「平成23年分 所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。
- 詳細については、「平成23年分 所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にいかに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上へ突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1234567890

記入例③

80000
~~70000~~

○ 申告書B及び申告書第四表（損失申告用）の記載順序については、「平成23年分所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の5ページを参照してください。

- ◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、**第四表（一）**と**第四表（二）**とともに、**申告書B第一表**及び**第二表**も必ず一緒に提出してください。
- ◎ この記載例（3・4ページ）では、「平成23年分所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の該当ページを示しています。
詳細については、「平成23年分所得税の確定申告の手引き 損失申告用」を参照してください。

平成 **23** 年分の所得税の確定申告書 (損失申告用) FA0052

住所 (又は 事業 所等) 〇〇市△△町X-XX-X	フリガナ 氏名 コウセイ タロウ 国税 太郎	第四表 (一)
番号 <input type="text"/>		(平成二十三年分以降用)

1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)		⑤		円
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	④ 収入金額	⑤ 必要経費等
			円	円
			③ 差引金額 (A-④)	⑥ 特別控除額
			円	円
				⑦ 損失額又は所得金額
				円
B 譲渡	短期	分離譲渡		⑧
		総合譲渡		円
				⑨
				円
	長期	分離譲渡		⑩
		総合譲渡		円
				⑪
				円
	一時			⑫
				円
C 山林				⑬
				円
D 退職				⑭
				円
E 株式等の譲渡	未公開分			⑮
				円
	上場分			⑯
				円
	上場株式等の配当			⑰
				円
F 先物取引			3,220,000	⑱
				円
				2,706,550
				特例適用条文

2 損益の通算

所得の種類	A 通算前	B 第1次通算後	C 第2次通算後	D 第3次通算後	E 損失額又は所得金額
A 経常所得 ⑤	円 Δ1,406,973	円 第1 Δ1,406,973	円 第2 Δ1,406,973	円 第3 Δ1,406,973	円 Δ1,406,973
B 譲渡		1	2	3	
短期					
総合譲渡 ⑨					
長期					
分離譲渡 (特定損失額) ⑩	△				
総合譲渡 ⑪					
一時 ⑫					
C 山林 ⑬					
D 退職 ⑭					
損失額又は所得金額の合計額					⑲ Δ1,406,973

6ページ参照 ←

8ページ参照 ←

9ページ参照 ←

9ページ参照 ←

(参考) 【青色申告決算書(一般用)】

FA0202

平成 23 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

住所	〇〇市△△町 x-x-x	フリガナ	コウセイ タロウ	氏名	国税太郎	事務所所在地	
事業所所在地	〇〇市 x x 町 x - x x	電話番号	(自宅) x x - x x x x - x x x x		(事業所) x x - x x x x - x x x x	氏名(名称)	
業種名	〇〇小売業	屋号	〇〇商店	加団体名	〇〇青色申告会	電話番号	

平成24年 2月16日

損益計算書 (自 / 月 / 日 至 / 月 / 日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上原価	売上(収)金額 (雑収入を含む) ①	33082400	消耗品費 ⑦	150012	貸倒引当金 ④④	98363
	期首商品(製品)高 ②	5067508	減価償却費 ⑧	924265	計 ④⑤	
	仕入金額(製品製造) ③	23864900	福利厚生費 ⑨	108988	計 ④⑥	
	小計(②+③) ④	28932408	給料賃金 ⑩	3552000	専従者給与 ④⑦	1200000
	期末商品(製品)高 ⑤	6100008	外注工賃 ⑪		貸倒引当金 ④⑧	158771
	差引原価(④-⑤) ⑥	22832400	利子割引料 ⑫	199908	計 ④⑨	1358771
差引金額 (①-⑥) ⑦	10250000	地代家賃 ⑬	4132000	青色申告特別控除前の所得金額 (⑦+⑩-⑫) ⑬	△ 1406973	
経費	租税公課 ⑧	139000	貸倒金 ⑭		青色申告特別控除額 ⑭	
	荷造運賃 ⑨	78225	計 ⑭		所得金額 (⑬-⑭) ⑮	△ 1406973
	水道光熱費 ⑩	194775	雑費 ⑮	300092		
	旅費交通費 ⑪	80600	計 ⑮	10396565		
	通信費 ⑫	136909	差引金額 (⑦-⑮) ⑯	△ 146565		
	広告宣伝費 ⑬	118700				
	接待交際費 ⑭	156091				
	損害保険料 ⑮	42200				
	修繕費 ⑯	82800				

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。
●下の欄には、書かないでください。

⑰		⑱	
⑲		⑳	
㉑		㉒	
㉓		㉔	

【先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書】

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書 (記載例については、裏面を参照してください。)

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。)

(平成23年分) 事業所得用
譲渡所得用
雑所得用 氏名 国税 太郎

いすれか当てはまるものを○で囲んでください。

取 引 の 内 容	類	㉑	㉒	㉓	合 計 (㉑から㉓までの計)
		〇〇〇	△△△	×××	
決 済 年 月 日		23・8・4	23・10・10	23・12・5	
数 量		40	10	30	
決 済 の 方 法		仕切	仕切	仕切	
差金等決済に係る利益又は損失の額	①	2,620,000	△300,000	900,000	3,220,000
譲渡による収入金額(※)	②				
その他の収入	③				
計 (①+②)又は(①+③)	④	2,620,000	△300,000	900,000	3,220,000
手数料等	⑤	166,000	83,000	240,000	489,000
⑤に係る取得費	⑥				
消費税率	⑦	8,300	4,150	12,000	24,450
⑦に係る取得費	⑧				
計 (⑦から⑩までの計)	⑨	8,300	4,150	12,000	24,450
計 (⑤+⑥)又は(⑤+⑧+⑨)	⑩	174,300	87,150	252,000	513,450
所得金額 (④-⑩)	⑪	2,445,700	△387,150	648,000	2,706,550

(※)上場カードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で同条第16項に規定する金融商品取引所に上場されているもの(同条第22項第4号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限ります。)をいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

○ ①、①及び②欄は金額が赤字のときは、赤字き(△印)してください。

○ ③から⑥の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

○ ⑩本年の総欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、⑩本年の総欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときは、「平成____年分の所得税の____申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」も併せて作成してください。

23.7

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表(分離課税用)の「収入金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用)は「1」損失額又は所得金額)欄のFの②(収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の③(申告書第四表(損失申告用)は「1」損失額又は所得金額)欄のFの④(申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑤(申告書第四表(損失申告用)は「1」損失額又は所得金額)欄のFの⑥)に「0」と書いてください。

(参考) 【土地建物等に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算】

この用紙は「平成23年分所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の15ページに掲載しています。

VI 土地建物等に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算

土地建物等に係る課税譲渡所得の金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額が黒字の場合には、次により税額を計算し、Xの(7)の金額を申告書日第一表の「税金の計算」欄の「上の⑨に対する税額又は第三表の⑩」⑫に転記します。

税金の計算		S H - M の (3)	
A	所得から差し引かれる金額 1,976,460円	S	H - M の (3) 0円
B	雑の金額 2,706,550円	T	I - N 0円
C	分離課税の譲渡所得の特別控除額 円	U	J - O 2,706,550円
D	B - C - A (赤字のときは0) 730,090円	V	(1) E, F, G, H, I, Jから差し引くことができるAの金額 ((P+Q+R+S+T+U)-D) 1,976,460円
E	⑩の金額 0円		(2) Vの(1)のうちPから差し引く金額 0円
F	⑪の金額 (赤字のときは0) 0円		(3) Vの(1)のうちQから差し引く金額 0円
G	⑫の金額 (赤字のときは0) 円		(4) Vの(1)のうちRから差し引く金額 0円
H	⑬の金額 (赤字のときは0) 円		(5) Vの(1)のうちSから差し引く金額 0円
I	⑭の金額 円		(6) Vの(1)のうちTから差し引く金額 0円
J	⑮の金額 2,706,550円		(7) Vの(1)のうちUから差し引く金額 1,976,460円
K	(1) EとFから差し引くことができる損失の金額(※2) 円	W	(1) 分離短期の譲渡 (P-Vの(2)) 0.000円
	(2) Kの(1)のうちEから差し引く金額 ※3 円		(2) 分離長期の譲渡 (Q-Vの(3)) 0.000円
	(3) Kの(1)のうちFから差し引く金額 ※4 円		(3) 株式等の譲渡 (未公開分) (R-Vの(4)) 0.000円
L	(1) EとFから差し引くことができる特別控除額 (Cの金額) 円		(4) 株式等の譲渡 (上場分) (S-Vの(5)) 0.000円
	(2) Lの(1)のうちEから差し引く特別控除額 円		(5) 分離上場株式等の配当 (T-Vの(6)) 0.000円
	(3) Lの(1)のうちFから差し引く特別控除額 円		(6) 先物取引 (U-Vの(7)) 730,000円
M	(1) GとHから差し引くことができる損失の金額 (⑩の金額) 円	X	(1) Wの(1)対応分 (Wの(1)×※9) 0円
	(2) Mの(1)のうちGから差し引く金額 ※5 円		(2) Wの(2)対応分 (Wの(2)×※10) 0円
	(3) Mの(1)のうちHから差し引く金額 ※6 円		(3) Wの(3)対応分 (Wの(3)×0.15) 0円
N	Iから差し引くことができる損失の金額 (⑪の金額) 円		(4) Wの(4)対応分 (Wの(4)×0.07) 0円
O	Jから差し引くことができる損失の金額 (⑫の金額) 円		(5) Wの(5)対応分 (Wの(5)×0.07) 0円
P	E - Kの(2) - Lの(2) 0円		(6) Wの(6)対応分 (Wの(6)×0.15) 109,500円
Q	F - Kの(3) - Lの(3) 0円	(7) 税額の合計 (⑬の(1)-⑬の(6)) ※10 109,500円	
R	G - Mの(2) 0円		

- ※1 EとFの金額から差し引く特別控除額の合計額を記入します。
- ※2 EとFの金額から差し引く前年から繰り越された居住用財産に係る過剰譲渡損失の金額若しくは雑損失の金額又はその合計額を記入します。
- ※3 Eの金額から差し引くKの(1)の金額を記入します(Rの金額を限度とします)。
- ※4 (Kの(1)-Kの(2))の金額とFの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- ※5 Gの金額から差し引くMの(1)の金額を記入します(Gの金額を限度とします)。
- ※6 (Mの(1)-Mの(2))の金額とHの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- ※7 Pの金額から差し引くVの(1)の金額を記入します(Pの金額を限度とします)。
- ※8 Q, R, S, T, Uの金額のうち適用税率の高いものから順次Vの(1)(Vの(2)の金額を除きます)を差し引く金額を記入します(それぞれQ, R, S, T, Uの金額を限度とします)。
- ※9 一般分・軽減分の区分に応じた税率により求めた税額を記載してください。
- ※10 一般分・特定分・軽減分の区分に応じた税率により求めた税額を記載してください。

